

知多市家庭系収集ごみ有料化実施計画

平成28年3月

知多市

目 次

1	家庭系収集ごみ有料化の導入について	
(1)	現状と課題	1
(2)	有料化導入の取組	1
2	家庭系収集ごみ有料化の制度内容	
(1)	有料化の対象	3
(2)	手数料負担の仕組み	3
(3)	新しい指定ごみ袋	4
(4)	手数料の設定	5
(5)	手数料の免除	6
(6)	手数料収入の使途	6
(7)	現在の指定ごみ袋の取り扱い	7
(8)	実施時期	7
3	ごみの減量と資源化の推進のための施策	
(1)	多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進	8
(2)	資源の受け入れ体制の拡充	8
(3)	小型家電の回収体制の拡充	8
(4)	資源回収品目の拡大	8
(5)	集団回収奨励金の増額	9
(6)	金属類・プラスチック類の回収拡大の検討	9
(7)	生ごみと草木類の減量の周知強化	9
(8)	雑紙類の分別の周知強化	9
(9)	不適正排出等の対策	10
4	市民サービス向上のための施策	
(1)	ごみ収集場所維持管理への支援	11
(2)	ごみと資源の施設への直接搬入の受付時間延長	11
(3)	ごみと資源に関するアプリケーションの導入	11
(4)	ごみ出し支援の検討	11
5	家庭系収集ごみ有料化の周知	
(1)	地区説明会等の実施	13
(2)	広報紙やホームページ等による周知	13
(3)	地区回覧やパンフレット等による周知	13
(4)	地元メディアへの情報提供	13
6	計画推進に向けて	14

1 家庭系収集ごみ有料化の導入について

(1) 現状と課題

本市のごみ処理量は、事業系ごみに対する排出指導の強化によって、平成20年度から21年度にかけて大きく減少しました。しかし、その後のごみ処理量は横ばい状態となっており、近年は減量が進んでいない状況です。

ごみの減量が進んでいない理由として、ごみ全体の約4分の3を占める家庭系収集ごみの中に、再生利用可能な資源として回収されるべき紙類やペットボトル、飲料缶等の混入が多く見られることから、ごみと資源の分別が不十分な状態で排出され、資源回収量が減少していることが考えられます。

ごみと資源の分別が不十分になっている要因は、知多市方式の資源回収開始後の市民への啓発不足や家庭系ごみ収集が排出量に応じて市民に費用負担を求める仕組みになっていないことなど、様々な要因が考えられます。

また、現在の清掃センターが稼働から12年が経過し、維持管理や修繕の費用が増加傾向にあることに加え、平成35年度までに東海市と共同で整備する新しいごみ処理施設の建設費用も必要となっています。

(2) 有料化導入の取組

家庭系収集ごみ有料化は、ごみの排出量に費用負担を連動させることで、ごみ減量に対する経済的な動機付けを促して、市民のごみに対する意識の向上と転換を図ることを期待するとともに、ごみ処理に係る負担の公平性や財源の確保につながる取り組みです。

また、国は有料化を各自治体で推進する施策と位置づけし、既に導入している自治体では、ごみの減量と資源化の推進に大きな効果が報告されています。

こうしたことから、本市においても、家庭系収集ごみの減量と処理経費の財源確保を喫緊の課題として捉え、平成25年3月に改定した「知多市ごみ処理基本計画」で重点的に取り組む施策の一つに「家庭系ごみの有料化」を挙げ、一部有料化している直接搬入ごみに加えて、家庭系収集ごみ

の有料化について速やかに検討していくこととしました。

平成26年度は、学識経験者と市民委員による「知多市家庭系収集ごみ有料化検討会議」を設置し、この検討会議における意見やパブリックコメントを経て、「知多市家庭系収集ごみ有料化基本計画」を策定しました。

27年度は、基本計画に関する意見と手数料額等に対する市民の受容性などをヒアリングする場として、10コミュニティで「地域意見交換会」を実施し、出された意見や質問などの検討を進め、具体的に事業を推進していく計画として、「知多市家庭系収集ごみ有料化実施計画」を策定しました。

本市のごみ処理の課題

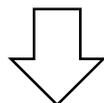
○ごみの減量と資源化の推進

- ・家庭系ごみの排出量は近年、横ばい状態
- ・資源回収量は年々減少
- ・家庭系ごみには再生可能な紙類、ペットボトル、飲料缶等が多く混入
- ・新しいごみ処理施設の維持管理費用は、ごみの排出量に応じた負担が一般的

○負担の公平性

○増大するごみ処理費用

- ・維持管理や修繕にかかる費用の大幅な増加
- ・新しいごみ処理施設の多額の建設費用が必要



家庭系収集ごみ有料化（経済的な動機付け）
→ごみに対する意識の向上、転換

有料化の目的・効果

○ごみの減量と資源化の推進

- ・ごみ焼却施設等への負担減
- ・ごみ排出量の減少（燃料費などの減）
- ・資源回収量の増加（資源売却代の増）

○負担の公平性の確保

○財源の確保

- ・維持管理や修繕にかかる費用の確保
- ・新しいごみ処理施設の建設費用確保
- ・ごみの減量と資源化の推進のための施策や市民サービス向上のための施策などに活用

2 家庭系収集ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化の対象

ごみ収集場所で定期収集している家庭系ごみの「可燃物」と「不燃物」とします。（ごみの戸別収集は有料で実施中。資源の回収は有料化対象外）

(2) 手数料負担の仕組み

ア 手数料の賦課方式

有料化の主な目的は「ごみの減量と資源化の推進」であることから、市民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」とします。

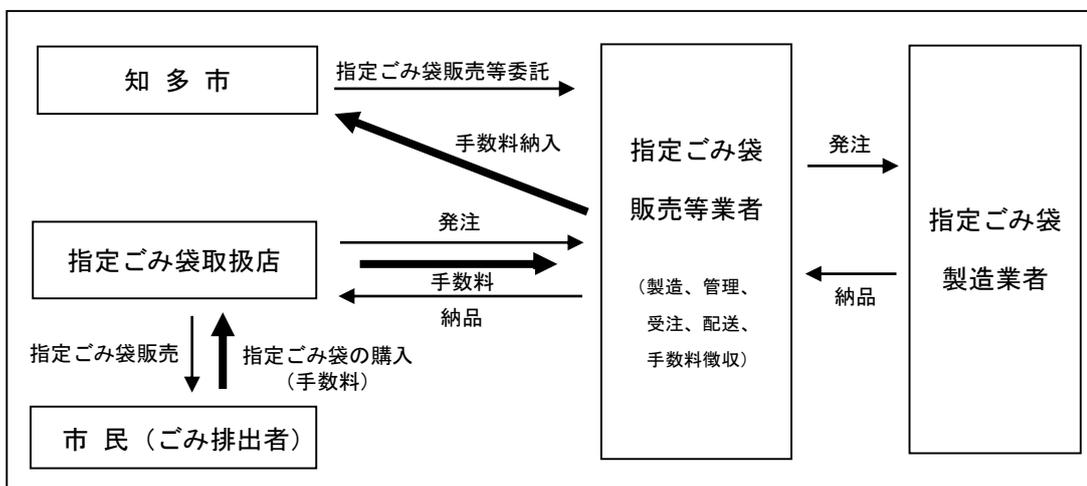
イ 手数料の徴収・納入方法

市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される等の利点から、「指定ごみ袋制」とします。

「指定ごみ袋制」による手数料徴収は、「市の指定ごみ袋取扱登録店で市民が指定ごみ袋を購入すること」が「手数料を納めること」になり、指定ごみ袋販売等業者を通じて市に手数料が納入されるものです。

なお、指定ごみ袋販売等業者は、ごみ袋の製作、保管及び販売の実績、確実な手数料収納体制の構築と市との連携の必要性を考慮し、決定していきます。

【手数料の納入方法】



(3) 新しい指定ごみ袋

有料化の実施に伴い、新しい指定ごみ袋を次のとおり定めます。

ア 種類・容量

袋は、これまでと同様に「可燃物」と「不燃物」の供用袋とします。

袋の容量は、既存の「45リットル」「30リットル」「20リットル」サイズの3種類とします。

イ 色

袋の色は、現在の指定ごみ袋と異なる色、かつ、隣接自治体のごみ袋と異なる色にする必要があるとともに、カラス除けに対する効果を期待する市民の要望が高いことから、半透明のやや濃い黄色とします。

ウ 材質

袋の材質は、焼却と破砕に係る施設への負担を少なくするとともに、若干の伸縮性があるため取り扱う上で裂けにくいものが望ましいため、これまでと同様に、低密度ポリエチレンを主成分とするものとします。

エ 形状・厚さ

袋の形状は、利便性の高い規格が望ましく、これまでと同様に手提げ型とします。

袋の厚さは、薄すぎると破れやすいため、製作コストも考慮し、これまでと同等の0.03ミリ以上とします。

オ デザイン

袋のデザインは、自治体名等の他、市公式マスコットキャラクター「ふゆうちゃん」と市公認キャラクター「梅子」をプリントします。

また、市の収入を確保するため、外袋に企業広告を掲載します。

(4) 手数料の設定

ア 家庭系収集ごみ処理手数料

家庭系収集ごみ処理の手数料額は、有料化を導入している他自治体の事例や隣接自治体のごみ処理手数料としての負担水準を参考に、袋の容量に合わせて1リットル当たり1円(税抜き)と設定します。この場合、ごみ処理費用に対する受益者負担割合は、約16.5%となります。

手数料となるごみ袋の販売価格は、下表のとおりです。

なお、ごみと資源の分別とごみ減量は、使用する袋を小さくすることで、より効果的に意識付けされるため、30リットルと20リットルサイズの袋の価格は45リットルサイズの袋に比べて割安に設定します。

また、本市の平均世帯人口である2.5人世帯で試算すると、1か月当たりの収集ごみ排出に掛かる費用の負担額は、現在よりも300円程度の増額となります。

【指定ごみ袋1枚当たりの手数料(消費税込みの販売価格)】

ごみ袋の容量	45リットル	30リットル	20リットル
ごみ袋1枚当たりの手数料	50円	30円	20円
手数料額(10枚入/袋)	500円	300円	200円

※1 指定ごみ袋は「可燃物」と「不燃物」の供用です。

※2 指定ごみ袋取扱店では全てのサイズを1袋(10枚入)単位で販売します。

※3 指定ごみ袋販売価格は手数料額のため、全ての指定ごみ袋取扱店で同額です。

※4 指定ごみ袋はイベント等の景品にすることはできません。

【家庭系収集ごみ1リットル当たりの処理費用】(平成24~26年度の平均値から)

家庭系収集ごみ量：17,934ト(=17,934,000キログラム)

家庭系収集ごみ処理費用：1,150,906千円

1キログラム当たりのごみ処理費用：1,150,906千円÷17,934,000キログラム≒64.2円

1リットル=0.1キログラム(45リットルのごみ袋重量は平均約4.5キログラム)として換算すると
64.2円×0.1≒6.42円/リットル(税込み) → 6.06円/リットル(税抜き)
(※消費税5%時、8%時を考慮)

1リットル=1円(税抜き)に設定した場合、受益者負担割合は、1.0円÷6.06円≒16.5%

・ごみ処理費用の15~30%を負担水準とする有料化の事例は多く見られます。

イ 家庭系直接搬入ごみ処理手数料

家庭系直接搬入ごみ処理の手数料額は、家庭系収集ごみ処理手数料との整合性を考慮し、10キログラム当たり86円とし、現行の1回の搬入につき50キログラムまでは無料とする制度は廃止します。

なお、直接搬入の際に、新しい指定ごみ袋を使用した場合は、ごみ処理手数料納付済とし、直接搬入の手数料は徴収しない運用とします。

【直接搬入家庭系ごみ処理手数料（消費税込み）】

区 分		単 位	手数料
直接搬入	家庭系	10キログラム当たり	86円

※ 現在は、50キログラム以下は無料、50キログラムを超えた重量10キログラムにつき123円

【直接搬入家庭系ごみ1kg当たりの処理費用】（平成24～26年度の平均値から）

直接搬入家庭系ごみ量：1,958ト（＝1,958,000キログラム）

直接搬入家庭系ごみ処理費用（収集に関する費用を除く。）：97,870千円

1キログラム当たりのごみ処理費用：97,870千円÷1,958,000キログラム≒50.0円（税込み）

50.0円（税込み）→ 47.2円（税抜き）

（※消費税5%時、8%時を考慮）

・家庭系収集ごみ処理手数料の受益者負担割合から算出すると

47.2円×16.5%（家庭系収集ごみ処理手数料の受益者負担割合）≒7.8円

消費税の改正を考慮した場合、8.6円となります。

(5) 手数料の免除

手数料の免除は、ごみ減量が困難な紙おむつを排出する場合とします。方法としては、透明袋による排出を可能とすることで対応します。

(6) 手数料収入の用途

手数料収入の用途は、ごみ袋の製造及び流通などの制度運用費用に充当する他、不適正排出等の対策、資源化施策の推進など、ごみの減量と資源化の推進に資する事業に活用するとともに、新しいごみ処理施設建設に係る費用に充当します。

(7) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

有料化の開始（ただし、移行期間の1か月間を除く。）以降は、現在の指定ごみ袋（旧ごみ袋）で収集場所に排出されても収集できません。

有料化の開始後に残った旧ごみ袋は、直接搬入時に一般の袋として使用する（直接搬入ごみ処理手数料が必要となります）ことは可能ですが、用途が限定されることを考慮し、有料化の開始後に半年間の交換期間を設け、旧ごみ袋の販売価格を参考に、新しいごみ袋と概ね等価で交換を行います。

ごみ袋の交換は、清掃センター、リサイクルプラザ及び市役所等で実施します。なお、販売店の在庫等は交換の対象としません。

【新旧ごみ袋の交換比率】

新旧区分 ごみ袋容量	旧ごみ袋の枚数	新しいごみ袋の枚数
45リットル	10枚	2枚
30リットル	10枚	3枚
20リットル	10枚	4枚

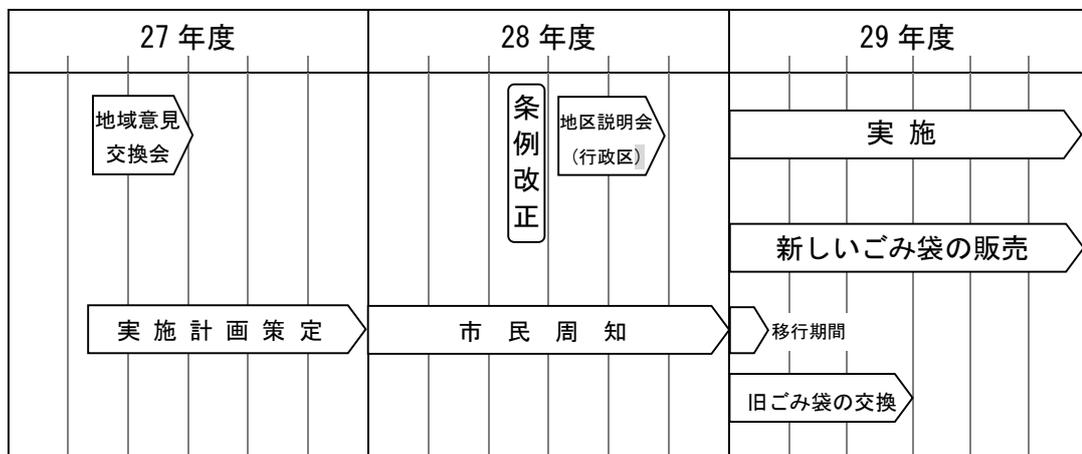
※1 未使用のものに限ります。（外袋の開封不可。）

※2 45リットルサイズの袋は、厚さ0.03mm、0.04mmとも同じ交換比率とします。

(8) 実施時期

制度の準備期間や周知期間を設ける必要があることから、平成29年4月から実施します。

【家庭系収集ごみ有料化実施スケジュール】



3 ごみの減量と資源化の推進のための施策

手数料収入の一部を活用し、有料化と併せて実施すると効果的な施策を計画的に進めていきます。

(1) 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進（平成28年度から実施）

幅広い年齢層に、ごみと資源に関する意識を持ってもらうために、各世代に対応した内容の出前講座を開催するなど、啓発の充実を図ります。

また、子どもたちへの環境教育の一環として、環境省主催の3R促進ポスターコンクールの機会を捉え、ごみ減量やごみ出しマナーなどに関するポスターの作品募集を行います。

(2) 資源の受け入れ体制の拡充（平成28年度から検討）

資源出しの利便性を高め、資源回収量の増加を図るため、公民館などの敷地の空きスペースを利用した常設の資源回収場所設置の調整を行います。

また、地域が実施主体の民間事業者を利用した自主的な常設の資源回収場所設置について、集団回収として位置付け、コミュニティ単位等も含めて地域での設置を目指します。

(3) 小型家電の回収体制の拡充（平成28年度から実施）

平成26年4月から回収を開始した小型家電について、清掃センターとリサイクルプラザへの直接搬入に加えて、市役所と各公民館に回収ボックスを設置し、片手持ち程度の小型家電を回収します。

また、リユース展開催に合わせてイベント回収も実施します。

(4) 資源回収品目の拡大（平成29年度から実施）

資源化の推進を図るため、新たな資源回収品目を設定します。

新たな品目は、モデル地区を設定し、地域回収を開始します。結果を踏まえて全市拡大を目指します。

使用済乾電池について、市役所と各公民館に回収ボックスを設置します。

【変更する資源回収品目】（※が追加等の品目）

現在の資源回収品目	変更後の資源回収品目
衣類	布類（タオル、シーツ等を可とするもの）※
飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶	飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶 その他缶類（主に食品用）※
ペットボトル	ペットボトル ペットボトルキャップ ※
白色トレイ	白色トレイ 有色トレイ ※ 発泡スチロール ※
（分類なし）	使用済乾電池 ※

(5) 集団回収奨励金の増額（平成29年度から実施）

資源回収量の増加と地域における自主的な資源回収推進を図るため、集団回収奨励金を現行の1キログラム当たり2円から4円に増額します。

資源回収の効率化に資すると考えられることから、地域を主体とした集団回収への移行も奨励金の支給対象となります。

(6) 金属類・プラスチック類の回収拡大の検討（平成29年度から検討）

ごみ処理施設の広域化に伴う資源回収品目の調整に向けて、缶類以外の金属類及びプラスチック類の資源としての回収拡大を検討します。

(7) 生ごみと草木類の減量の周知強化（平成28年度から充実）

ごみの減量と乾燥に掛かるエネルギー削減のために、生ごみの水切りと草木類の乾燥後の排出が有効であることについての周知を強化します。

(8) 雑紙類の分別の周知強化（平成28年度から充実）

ごみ収集場所の可燃物に多く含まれている雑紙類について、資源として排出するように周知を強化します。

(9) 不適正排出等の対策（平成28年度から充実）

ごみ等の不適正排出（ルール違反）、不法投棄、野焼き等の発生を未然に防ぐための施策を行うとともに、不適正に排出されたごみについては、排出元調査や指導などの対策を実施します。

ア 市民への啓発強化や定期的なパトロールの実施

不適正排出を防止するため、広報ちた、ホームページへの掲載、啓発看板の設置、啓発チラシを作成し、市民への啓発強化を図ります。

地域と連携し、早朝、夜間も含めたパトロールなどを実施するとともに、不適正排出の多いごみ収集場所は監視を強化します。

また、啓発や排出指導による排出状況の改善が見られないごみ収集場所には、監視カメラ等の設置も検討します。

不法投棄、野焼きの対策は、関係機関と協力して、情報の共有と迅速な対応を行います。

イ 不適正排出のごみの対応

不適正排出については、一定期間の警告等貼紙による注意喚起、排出指導の後、撤収されないものについては排出元を調査し、適正排出を指導します。

なお、直接搬入の対象である事業系ごみや多量ごみのごみ収集場所に排出された場合には、迅速な調査と排出指導を行います。

ウ 有料化の実施前後の啓発と指導

有料化開始前には、従前から不適正排出が多く見られるごみ収集場所を対象に制度の周知に関する啓発チラシの配布を行い、適正排出の啓発を強化します。

有料化実施後は、定期的に指定ごみ袋の確認や排出指導を行います。

4 市民サービス向上のための施策

手数料収入の一部を市民サービス向上のための施策に活用します。

(1) ごみ収集場所維持管理への支援（平成28年度から実施）

ごみ収集場所の適切な管理や地域の環境美化を推進するため、地域で管理するごみ収集場所に対して、鳥獣用対策としてのネットを継続的に貸与します。（現在は、ごみ収集場所1か所につき1回のみ貸与しています。）

(2) ごみと資源の施設への直接搬入の受付時間延長（平成29年度から実施）

ごみと資源を施設へ直接搬入する市民の利便性を高めるため、清掃センターとリサイクルプラザの直接搬入の受付時間を延長します。

清掃センター搬入受付時間（ごみ、資源、小型家電等）

- ・ 平日 午前9時～午後3時 → 午前9時～午後3時30分
- ・ 土曜日 午前9時～午前11時 → 午前9時～午前11時30分

リサイクルプラザ搬入受付時間（資源、小型家電等）

- ・ 平日 午前9時～午後4時 → 午前9時～午後4時（変更無し）
- ・ 土曜日 午前9時～午前11時 → 午前9時～午前11時30分
- ・ 日曜日 午前9時～午前11時 → 午前9時～午前11時30分

(3) ごみと資源に関するアプリケーションの導入（平成29年度から実施）

若年層を含めた多くの市民が、ごみと資源に関する情報を容易に取得できるようにするため、ごみと資源の分別と排出方法などの検索機能や収集曜日などを通知する情報発信機能などを備えたスマートフォン用のアプリケーションを導入します。

(4) ごみ出し支援の検討（平成29年度から検討）

高齢化等に伴って、ごみ収集場所や資源の地域回収を利用することが難しい世帯の支援方法や有効な体制について、関係する所管課等とともに検討します。

【ごみの減量と資源化の推進・市民サービス向上のための施策の実施スケジュール】

推 進 施 策	28 年 度												29 年 度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
多世代への意識啓発、 情報提供、環境教育の推進	出前講座の内容など充実																	
	● 3R 促進ポスター作成																	
資源の受け入れ体制の拡充	各コミュニティ等に常設の資源回収場所検討実施																	
	各公民館等常設の資源回収場所検討実施																	
小型家電の回収体制の拡充	市役所・各公民館におけるボックス回収																	
	● イベント回収									● イベント回収								
資源回収品目の拡大	モデル地区で実施												全地区で実施					
	市役所・各公民館におけるボックス回収（使用済乾電池）																	
集団回収奨励金の増額	実 施																	
金属類・プラスチック類の回収 拡大の検討	検 討																	
分別の周知強化	充 実																	
不適正排出等の対策	充 実																	
ごみ収集場所維持管理への支援 <small>（鳥獣用対策としてのネットの継続的な貸与）</small>	実 施																	
ごみと資源の施設への直接搬入 の受付時間延長 <small>（清掃センター、リサイクルプラザ）</small>	実 施																	
ごみと資源に関するアプリケー ションの導入	データ等準備						製 作						実 施					
ごみ出し支援の検討	検 討																	

5 家庭系収集ごみ有料化の周知

有料化の円滑な実施には、目的や制度等についての市民の理解と協力が不可欠なため、説明会の実施や積極的な周知活動を行います。

(1) 地区説明会等の実施

70の行政区を主な単位として、有料化に関する地区説明会を平成28年度に開催します。地区の人口や班編成などを考慮し、要望に応じて場所や回数について柔軟に対応するよう配慮します。

説明会では、制度内容、新しい指定ごみ袋の紹介、ごみ減量の具体的方法、関連施策等を分かりやすく説明していきます。

(2) 広報紙やホームページ等による周知

「広報ちた」での周知の他に、市公式ホームページを活用した情報提供を行います。

また、市内全域を走行する市のごみ収集車に有料化実施をアピールするマグネットシートを張り付け、広く周知します。

(3) 地区回覧やパンフレット等による周知

年数回程度、制度の周知に関する地区回覧を行うとともに制度の内容やごみと資源の分別方法等について分かりやすく記載したパンフレット、啓発チラシを作成し、全世帯に配布します。

なお、パンフレットには、市の収入を確保するため、企業広告を掲載します。

有料化の実施の半年程度前を目途に、公共施設、店舗等での有料化に向けた啓発ポスターを掲出し、イベント等を利用して啓発用品を配布します。

(4) 地元メディアへの情報提供

実施時期や制度の内容について、新聞社やテレビ局等を活用した情報提供を行います。

6 計画推進に向けて

本計画は、ごみの排出抑制と適正処理を進めるために平成25年3月に改定を行った「知多市ごみ処理基本計画」の中で、重点的に取り組む施策の一つとして位置付けた「家庭系ごみの有料化」を進めていく実行計画です。

「家庭系収集ごみ有料化」は、ごみ減量に大きな効果があり、有限な資源を効率的に利用するとともに再生産を行い持続可能な形で利用していく「循環型社会」の形成に資する施策です。

しかし、家庭系収集ごみ有料化の取組は、市民の負担を伴う制度でもあり、市民の理解と協力がなければ、前へ進めていくことができません。

そのため、有料化の実施後も、その状況や効果の把握などによる制度評価を行い、不十分な点については「知多市ごみ処理基本計画」の改定時期に合わせて見直しを行っていきます。

また、資源回収方法については、常設の資源回収場所設置や資源回収品目の拡大など、一定の方向性を示しましたが、今後もごみ処理施設の広域化を見据えて、東海市と資源化施設の統合や資源回収方法の統一などの協議を進め、さらなる「資源回収方法の見直し」に取り組んでいきます。

今後、循環型社会の形成のために、市民、事業者、行政が一体となって、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R推進に取り組み、「もったいないの心」を育て、「ごみの減量と資源化の推進による環境への負荷の少ないまち」を目指していきます。

